

調布市校務システム基盤構築及び校務支援システム導入に係る製品等の選
定プロポーザル実施要領

令和元年 8 月

調布市教育部指導室

1 業務概要

(1) 件名

調布市校務システム基盤構築及び校務支援システム導入に係る製品等の選定

(2) 業務目的

調布市立小・中学校において、現在、学籍管理や成績処理等の校務については、WordやExcel等を利用して学校ごとに様式を作成し、共有フォルダに保存している状況にある。

教職員の多忙化の解消、安全な児童・生徒の個人情報の管理・共有・活用のためには、更なる情報共有の迅速化・的確化を図るとともに、児童・生徒の学籍管理や成績管理等の校務情報の一元的な管理・運用による効率化を進めることが不可欠である。

そのため、学籍管理、成績管理、保健管理機能等を備えた統合型校務支援システムを整備し、校務業務の効率化・校務時間の縮減を図り、「児童・生徒に向き合う時間の確保」「教員自身（教材研究等）の時間の確保」することで教育の質の向上を目指し、児童・生徒により良い教育を提供していくことを目的とする。また、それに合わせシステムネットワーク環境と校務用PC等の整備を行う。

(3) 業務内容

ア システム構築

上記目的を踏まえ、「調布市校務システム基盤構築及び校務支援システム導入仕様書」に基づき、校務システムの基盤構築及び校務支援システムの導入を行うものとする。

イ 統合型校務支援システム及び機器の選定

調布市教育委員会にとって最適なネットワーク構成と統合型校務支援システムを提案したうえで、必要となる製品の選定を行うものとする。

※当市は、本件で選定した内容に基づいて、別途競争入札により機器のリース契約を締結する。ただし、システム構築等に必要となる設計及び機器等の設定作業は、本件の製品提案を行った事業者が担うこと

とし、システム構築委託及びリース契約に含むこととする。

ウ 機器の納入及び設置・設定

選定された機器（ハードウェア及びソフトウェア）を正常に稼働する状態で納入及び設置すること。（システム動作確認及び既存システムとの調整等の各種作業を含む。）なお、調達物品の設置及び接続に伴って必然的に必要となる物品（接続品、磁気媒体等）並びに作業について提供すること。

エ 調布市立小中学校等における動作確認

調布市立小中学校 及び適応指導教室「太陽の子」 のすべて教職員端末に、障害なく校務支援システムが稼働するよう接続確認を行うこと。

オ 運用支援業務

本件において導入するシステム及び機器の運用に必要な通常対応及び障害・異常時の対応等について支援を行うこと。また、教員に対してシステムの操作について研修を実施すること。

カ 保守業務

本件において選定された製品を、常時正常に稼働させるため保守業務を行うこと。

※「調布市校務システム基盤構築及び校務支援システム導入仕様書」については、調布市の教育用情報ネットワークに関する詳細な情報が含まれているため、ホームページには公表していない。提供を希望する場合は事務局担当まで問い合わせること。

(4) 業務期間

ア 構築委託

(ア) 令和元年度：契約後～令和2年3月31日（火）

(イ) 令和2年度：令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

イ 製品のリース契約（システム構築及び設定費用を含む。）

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

ウ 運用支援委託（保守を含む。）

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで。年度ごとの単年度契約とする。

※令和2年度以降については調布市議会で予算承認を得ることを要件とする。

(5) 予算（予算科目）

構築委託及び運用支援委託契約（保守を含む。）は本件の提案を行った事業者と年度ごとの契約を予定している。

令和元年度見積上限額：34,919,500円（税込）

5箇年の見積上限額：202,174,720円（税込）

ア 構築委託

【款】50教育費 【項】05教育総務費 【目】05教育指導費

【大】29教育情報等学校資源ネットワーク事業費

【中】16教務用ネットワーク運用支援委託料

【小】05教務用ネットワーク運用支援委託料

【節】13委託料

イ 運用支援委託（保守を含む。）

【款】50教育費 【項】05教育総務費 【目】05教育指導費

【大】29教育情報等学校資源ネットワーク事業費

【中】16教務用ネットワーク運用支援委託料

【小】05教務用ネットワーク運用支援委託料

【節】13委託料

(6) リース契約（設定作業を含む。）

製品のリース契約（設定作業を含む。）はリース会社を通じて5年間の長期継続契約を予定している。

5箇年見積上限額：51,370,000円（税込）

※上記見積上限額はリース料率を含まないものとする。

【款】50教育費 【項】05教育総務費 【目】05教育指導費

【大】29教育情報等学校資源ネットワーク事業費

【中】20機器借上料 【小】機器借上料

【節】使用料及び賃借料

2 プロポーザル方式採用の理由

本システムは、働き方改革の一翼を担うものであり、教員の校務処理時

間軽減，児童・生徒及び教員の基礎情報等の一元管理・共有が必要不可欠である。特に，本システムを実際に利用する教職員の要望を踏まえたシステムを構築することが必要であることから，構築時の教職員とのワーキンググループの実施や導入後の研修や相談体制などの運用支援において，きめ細かな対応が重要である。

以上のことから，導入に当たっては，価格のみによることなく，システムの操作性・利便性，システム設計・構築・運用及び情報セキュリティに関する高度な知識，技術，実績及び企画力を有する事業者を選定するため，本件を実施するものである。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本件に参加することができる事業者は，申込時において次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 当市での競争入札参加資格を有し，営業種目「情報処理業務」に登録があること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市暴力団等排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において，提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 東京都内において，ネットワーク構築及び統合型校務支援システム導入の業務受託実績を過去5年間（平成26年4月1日～平成31年3

月 31 日) で各 1 件以上有すること。

(8) 事業者として、以下の資格を有すること。

情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS:ISO/IEC 27001) 認証

(9) 本件対応要員について、以下の資格等を有する要員を参画させること。

ア PMP (Project Management Professional) 又はプロジェクトマネージャ (経産省認定)

イ 校務支援システムの開発・導入・運用保守業務に関して経験を有する要員

5 募集内容

(1) 申し込み方法及び期間

本プロポーザルに応募する事業者 (以下「応募事業者」という。) は、令和元年 9 月 10 日 (火) 正午までに以下の書類を持参又は郵送 (必着) にて教育部指導室 (教育会館 4 階) に提出しなければならない。

なお、本プロポーザル実施要領及び提出書類 (指定様式) については、令和元年 8 月 28 日 (水) から令和元年 9 月 10 日 (火) 正午まで、調布市公式ホームページにおいて掲載する。

※ 副本は社名が特定できる記載を除くこと

ア 参加申込書 (様式 1) 正本 1 部

イ 参加資格要件確認書 (様式 2) 正本 1 部

ウ 会社概要調書 (様式 3) 正本 1 部・副本 1 2 部

以下の内容が必ず記載されたものであること

(a) 会社名

(b) 代表者名

(c) 資本金

(d) 事業内容

(e) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地

エ 上記 4 参加資格 (7) に該当する受託等実績を示す業務実績調書 (様式 4) 正本 1 部・副本 1 2 部

※直近5年間の実績とし、現在受託している案件も件数に入れること。

オ 暴力団排除に基づく誓約書（様式5） 1部

(2) 参加資格審査及び結果通知

実施要領に基づき、応募事業者の参加資格を審査し、その結果を応募事業者に対し、令和元年9月11日（水）に書面及びメールにて通知（発送）する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された事業者は、審査結果について令和元年9月13日（金）正午までにメールにて説明を求めることができる。

(3) 企画提案書等の審査

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者（以下「参加事業者」という。）は、令和元年9月20日（金）正午までに、教育部指導室に以下の書類を持参又は郵送（必着）により提出するものとする。※副本は社名が特定できる記載を除くこと

ア 企画提案書表紙（様式6） 正本1部・副本12部

企画書

（様式自由・A4縦20ページ以内左綴じ：表紙、目次は含まない）

下記(4) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ作成すること。

イ 製品及び機器要件一覧（様式7） 正本1部・副本12部

ウ 工程計画表（様式自由） 正本1部・副本12部

システム構築から学校納入、導入前研修までの一連の業務について記載すること。

学校納入可能日については以下のとおり

平日 午後4時～6時30分

（下校時刻によって開始時刻に若干の前後あり）

土日 各学校数回程度

午前9時～午後5時

エ 経費見積書（様式8） 正本1部・副本12部

経費見積書は見積上限額を超えないものとし、次に掲げる項目のそれぞれの5年間（運用支援委託については、59箇月）の総額を示し

たもの

(a) 製品のリース契約（設定作業を含む。）

(b) 運用支援委託（保守業務を含む。）

オ 企画提案書確認書（様式 9） 1 部

契約締結権限者の印を押印したもの

カ 配置予定者調書（様式 10） 正本 1 部・副本 1 2 部

キ 別紙 1 機能要件確認表 正本 1 部・副本 1 2 部

(4) 企画提案書作成上の留意点

ア 事業実施の目的を踏まえ要点をわかりやすく簡潔に記載すること。

イ 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら、以下の点について記載すること。

(a) 事業者概要（会社規模，実績等。副本作成時は記載方法に留意すること）

(b) 提案コンセプト

(c) プロジェクト推進におけるポイント

(d) 校務システム基盤について

(e) 校務支援システムについて

(f) 研修／ヘルプデスク／支援等について

(g) セキュリティへの対応について

(h) 体制について

ウ 本業務目的を限りなく実現できる内容とすること。

エ 製品の設定作業，保守及び運用支援の実施体制図を記載すること。

また，副本については提案者が特定できるような記載を含まないようにすること。

オ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。

(5) 質疑

参加資格審査及び企画提案に関する質疑のある事業者は以下の期間に質問書（様式 11）をメールにて提出すること。

メール送信に当たっては，本件プロポーザルに関する質問である旨とその内容，事業者名及び担当者名を明記すること。回答は応募に必要と

判断される質問のみ行うこととし，以下の回答期日までに随時市のホームページに掲載する。なお，応募に必要ないと判断した質問の場合はその旨を回答する。

また，質問が応募に必要なものであるか判断しがたい場合は，当該質問を行った事業者に質問趣旨を確認する。

ア 参加資格等に関する質問

(a) 質問期間 公募開始から令和元年9月3日（火）正午まで

(b) 回答期日 令和元年9月5日（木）

イ 企画提案書の作成及び業務内容，審査に関する質問

(a) 質問期間 公募開始から令和元年9月10日（火）正午まで

(b) 回答期日 令和元年9月17日（火）

6 審査概要

(1) 審査委員会の設置

「調布市校務システム基盤構築及び校務支援システムに係る製品等の選定プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し，実施要領及び企画提案書等の審査及び候補者の選定を行う。

(2) 委員構成

ア	調布市教育部次長	1人
イ	調布市教育部教育総務課職員	1人
ウ	調布市教育部学務課職員	1人
エ	調布市立小学校長	2人
オ	調布市立中学校長	1人
カ	調布市教育部指導主事	1人
キ	調布市教育委員会情報教育専門嘱託員	1人
ク	調布市総務部情報管理課職員	1人

(3) 審査方法

審査委員は，事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け，企画提案内容を総合的に評価する。

ア 書類審査

参加資格を満たすと判断された事業者について、企画提案書等による書類審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

書類審査実施後、事業者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、原則本業務実施時の担当技術者（配置予定者調書（様式10）に記載の要員）が行うこととする。出席人数は7名程度を上限とする。また、プレゼンテーション審査内で、校務支援システムの機能・操作性等に関するデモンストレーションも実施すること。

ウ 評価および評価項目（予定）

各審査における評価項目は下記の内容について審査を行う。また各項目の評価の観点については、別に定める基準に基づき加点方式により行う。

(ア) 企画提案書等の審査

- a 校務システム基盤構築の妥当性
- b 働き方改革に伴う教員の校務処理時間軽減等における業務内容の理解度
- c 提案内容の妥当性
- d 提案内容における創意工夫
- e 業務実施体制
- f 事業者及び担当者の類似業務の実績
- g 積算額の妥当性

(イ) プレゼンテーション審査

- a 業務の理解・熱意
- b システムの操作性
- c システムのセキュリティ
- d サポート体制
- e デモンストレーション（以下の内容について確認します）

「1(2) 業務目的」に沿ったデモンストレーションを実施すること。また、学校における通知表様式のカスタマイズについて説

明すること。

- (ウ) プレゼンテーション審査に関する提出資料及び場所・時間等の詳細については、メールにて審査対象となった事業者に通知する。

エ 選定

- (ア) 各委員は、評価得点の高いものから参加事業者の順位を定めるものとする。

- (イ) (ア)により、複数の参加事業者において評価得点と同点の場合、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定めるものとする。

- (ウ) (ア)又は(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。

なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、委員長の決するところによる。

- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。

- (オ) 候補製品の選定後、当該候補製品の提案事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 選定結果の報告

委員会は選定結果を調布市長に報告する。

カ 候補者の決定

調布市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

キ 選定結果の通知

- (ア) 審査を行った全参加事業者に対し、令和元年9月27日（金）に選定結果を書面及びメールで通知（発送）する。

- (イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった参加事業者は、審査結果について、令和元年10月2日（水）正午までにメールで説明を求めることができるものとする。

7 日程（予定）

日程	事項
令和元年8月28日 (水)	実施要領＜募集内容，募集方法等＞の確定（審査委員会）
8月28日(水)	公告開始日
8月28日(水)	応募方法・参加資格・企画提案に関する質疑受付開始日
9月3日(火)正午	応募方法・参加資格に関する質疑受付締切日
9月5日(木)	応募方法・参加資格に関する質疑回答締切日
8月28日(水)	参加申込み開始日
9月10日(火)正午	参加申込み締切日
9月11日(水)	参加資格審査結果通知日
9月11日(水)	参加資格審査結果に対する質疑受付開始日
9月13日(金)正午	参加資格審査結果に対する質疑受付締切日
9月17日(火)	参加資格審査結果に対する質疑回答締切日
8月28日(水)	企画提案に関する質疑受付開始日
9月10日(火)正午	企画提案に関する質疑受付締切日
9月17日(火)	企画提案に関する質疑回答締切日
9月4日(水)	企画提案書の受付開始日
9月20日(金)正午	企画提案書の受付締切日
9月26日(木)	プレゼンテーション審査日（審査委員会）
9月27日(金)	最終選定結果の通知日
9月27日(金)	最終選定結果に対する質疑受付開始日
10月2日(水)正午	最終選定結果に対する質疑受付締切日
10月3日(木)	最終選定結果に対する質疑回答締切日

8 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）に基づき，原則として市政情報を全部公開としていることから，本プロポーザル実施に関する情報について情報公開及び情報提供するものとする。

ただし，調布市情報公開条例第7条第2号及び第3号の規定により，個人に関する情報及び事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより事業者などの事業活動上の正当な利益を害するものについては，非公開とする。

(2) 情報提供の内容及び方法

本件プロポーザルの募集内容，選定結果について，ホームページ等により，適宜，市民に情報提供する。ただし，候補順位が2位以下の事業

者及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

(3) 異議申立て及び回答

応募事業者からの異議申立ての期限及び異議申立てに対する回答の期限は、次のとおりとする。

ア 参加資格審査結果

(a) 異議申立期限

令和元年9月13日（金）正午

(b) 異議申立回答期日

令和元年9月17日（火）

イ 審査結果

(a) 異議申立期限

令和元年10月2日（水）正午

(b) 異議申立回答期日

令和元年10月3日（木）

9 その他

- (1) 1事業者が提案できる提案の数は、1提案とする。
- (2) 提出書類については、原則、提出後に追加・変更をすることを認めない。
- (3) 事業者から提出された書類等は、返却しないものとする。
- (4) 応募等に際して要する全ての費用は、事業者の負担とする。
- (5) 本業務は、調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを条件とする。予算確保ができなかった場合は、本業務は実施しないものとする。
- (6) 本件は、システムの導入に係る製品を選定するものであり、機器の設定など詳細については、候補製品決定後、双方協議のうえ、要件・提案内容を加味し定めるものとする。
- (7) 次に掲げる事項に該当する場合は、本件への参加を無効とし失格とする。

ア 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

- イ 前記4に記載の参加資格を有していないことが判明した場合又は参加資格を有しなくなった場合
 - ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入・押印がない場合も含む。）
 - エ 提出した書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 書類等の提出，回答，報告等，当市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
 - カ 見積額が見積上限額を超える場合
 - キ 見積書の額と内訳書の額が一致しない場合
 - ク 民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき再生手続等を行っている場合
 - ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合
 - コ 談合その他の不正行為等，審査の透明性・公正性を害する行為があったと認められる場合
 - サ その他公正かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合
- (9) 応募・参加に際して要した費用は，全て応募・参加事業者の負担とする。
- (10) 本プロポーザルは，優れた提案をした事業者を選定するものであり，契約の締結を担保するものではない。
- (11) 本プロポーザル後，調布市と選定された事業者双方協議のうえ業務の詳細を定める仕様書を作成する。

10 問い合わせ先

調布市教育部指導室指導係 担当 君田・佐藤

〒182-0026 調布市小島町2-36-1 教育会館4階

電話：042-481-7480（直通） F A X：042-481-6466

メールアドレス：sidou@w2.city.chofu.tokyo.jp